

## 可茂消防事務組合ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、可茂消防事務組合広告掲載取扱要綱（平成31年可茂消防事務組合訓令甲第6号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、可茂消防事務組合（以下「組合」という。）ホームページへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 この要領において、組合ホームページに掲載する広告は、バナー広告（以下「広告」という。）とし、組合ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブサイトへリンクするものとする。

(広告の内容)

第3条 組合ホームページに掲載できる広告は、要綱第3条の定めによるほか、組合ホームページのイメージを損なうことのない内容又はデザインとする。

(ホームページとの区別)

第4条 閲覧者が、コンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は組合の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(広告の規格等)

第5条 組合ホームページに掲載できる広告の規格等については、次の表のとおりとする。

項目	広告の内容
広告枠のサイズ	1つの広告枠のサイズは、縦65ピクセル×横280ピクセルとする。
広告掲載料	(1) 広告主が管内で事業を営む個人又は管内に本社、支店、営業所、店舗等を有するとき 1枠当たり2,500円 (2) 広告主が前号以外るとき 1枠当たり3,000円
広告枠の数及び掲載位置	トップページ内において消防本部総務課が指定する位置とする。

掲載期間	(1) 1月を単位とする。 (2) 広告主は、連続して広告掲載を希望する場合は、同一年度内で最大1年分まで、あらかじめ申請することができるものとする。
デザイン等	(1) 画像形式は、G I F、J P E G形式とする。 (2) 容量は、10KB以内とする。 (3) 画像は静止画とし、リンク以外の機能（G I Fアニメ、F L A S H等）は使用しないこととする。 (4) 組合は、広告のデザイン及び内容について、ホームページのイメージを損なうことのないよう広告主と調整することができる。

(広告掲載の優先順位)

第6条 前条に規定する広告枠の数を超える申込みがあった場合において、組合ホームページに広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益法人又はこれに類するものの広告
- (2) 法人その他団体（前号に掲げるものを除く。）又は事業を営む個人で、管内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
- (3) 前2号に該当しないものの広告

2 前項の定めによるほか、さらに優先順位を次の順序とする。

- (1) 掲載申込期間が長いもの
- (2) 申込みの早いもの

(広告内容の変更等)

第7条 広告主は、広告掲載期間中に掲載広告を変更しようとするときは、広告掲載変更届（様式第1号）に、変更予定の掲載広告の原稿等を添え、管理者に提出するものとする。

(広告掲載の募集)

第8条 ホームページへの広告掲載の募集は、広告媒体により行うものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

別添

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

広告掲載変更届

可茂消防事務組合

管理者

宛

届出者

所在地

事業所名

代表者名

印

連絡先（電話）

（F A X）

（Eメール）

可茂消防事務組合ホームページ広告掲載取扱要領第7条の規定により、  
下記のとおり広告掲載内容の変更について届出をします。

記

変更内容 (該当にレ点)	<input type="checkbox"/> リンク先・ページアドレス <input type="checkbox"/> 広告掲載内容 <input type="checkbox"/> リンク先の掲載内容 <input type="checkbox"/> その他（ )
変更前	
変更後	